

中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法学部	身分	准教授
氏名	谷井 悟司		
NAME	TANII Satoshi		

中央大学特定課題研究費による研究期間終了に伴い、中央大学学内研究費助成規程第15条に基づき、下記の通りご報告致します。

1. 研究課題

(和文) 事件類型別刑事過失論の構築に向けた各論的研究

(英文) Study of Criminal Negligence by Case Type

2. 研究期間

2022年度 ~ 2023年度

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文600字程度、英文50word程度）

(和文)

本研究課題は、いわゆる特殊過失事件において個人が負うべき刑事過失責任の限界を明らかにするべく、それぞれの事件類型の特殊性に着目し、過失の判断基準を事件類型ごとに具体化する各論的分析を積み重ねることで、事件類型別刑事過失論の構築を目指すものである。具体的には、過失の有無を判断するにあたり考慮すべき事件類型の特殊性を明らかにした上で、当該特殊性を適切に考慮することができる過失判断基準を事件類型別に定立することを試みる。

そこで、2022年度は医療過誤に、2023年度は原発事故にそれぞれ焦点を当てて研究を行った。まず、前者の研究では、いわゆる医療水準が過失判断において持ちうる理論的意義に着目して、医療水準を基礎とする刑事過失の判断枠組みを構築した。そして、後者の研究では、福島第一原発事故をめぐる刑事裁判（東京地判令和元年9月19日判時2431・2432号143頁および東京高判令和5年1月18日裁判所ウェブサイト）の分析を通じて、自然災害に起因して発生した重大事故に関し、刑事過失責任の適切な判断を可能とするために克服すべき課題の解明に取り組んだ。

なお、それぞれの研究成果として、谷井悟司「医療過誤における刑事過失責任の明確化」年報医事法学38号（2023年）9頁、同「福島第一原発事故刑事裁判の点検——避難者国賠訴訟最高裁判決および株主代表訴訟第一審判決を手掛かりとして——」法学新報130巻7・8号（亙理格先生古稀記念論文集）（2024年）37頁を公表した。

(英文)

The purpose of this study was to construct a theory of criminal negligence by case type. As a result of this study, two papers titled “Clarifying the Criminal Responsibility for Negligence in Malpractice Cases” and “Re-Examining of the Criminal Judgments for Fukushima Daiichi Nuclear Accident: Using the Civil Judgments relating to the Accident as Criteria” were published.